

議第93号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理
に関する条例の制定について

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例を次のように制定する。

平成19年 9 月 6 日提出

京 都 市 長 梶 本 頼 兼

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理
に関する条例

(京都市立小学校条例の一部改正)

第 1 条 京都市立小学校条例の一部を次のように改正する。

本則第 1 項中「第29条」を「第38条」に改める。

(京都市立中学校条例の一部改正)

第 2 条 京都市立中学校条例の一部を次のように改正する。

本則第 1 項中「第40条」を「第49条」に改める。

(京都市職員の倫理の保持に関する条例の一部改正)

第 3 条 京都市職員の倫理の保持に関する条例の一部を次のように改正する。

第15条第 1 項中「第58条第 1 項」を「第92条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）
の施行の日から施行する。

提案理由

学校教育法の一部改正に伴い、京都市立小学校条例等の規定を整備する必
要があるので提案する。